

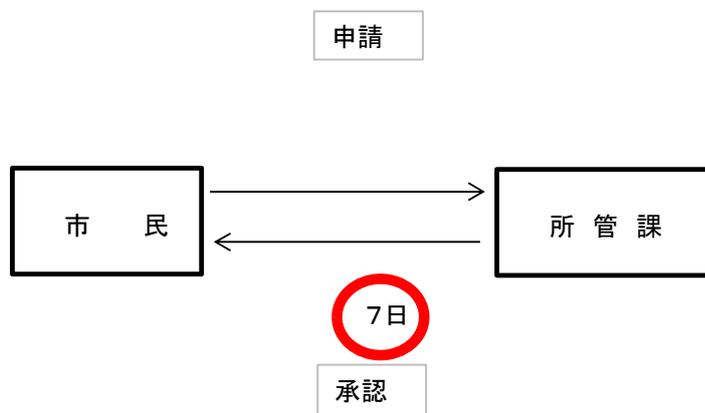
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 8

処 分 名	測量成果の複製・使用に伴う承認	
処 分 の 概 要	法律に記載のある行為に該当しない場合、承認する。	
根 拠 法 令 名	測量法(昭和24年法律第188号)	
条 項	第43,44条第1項	
所 管 課	都市・交通計画課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	7日	
標 準 処 理 期 間	計	7日
判 断 基 準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとるために複製する場合。</li> <li>・申請手続きが法令に違反していないこと。</li> <li>・当該測量成果を使用することが測量の正確さを確保する上で適切であること。</li> </ul> <p>【根拠法令等】</p> <p>(測量成果の複製)                      第43条 公共測量の測量成果のうち図表等を測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとるために複製しようとする者は、あらかじめ、当該測量成果を得た測量計画機関の承認を得なければならない。</p> <p>(測量成果の使用)                      第44条 公共測量の測量成果を使用して測量を実施しようとする者は、あらかじめ、当該測量成果を得た測量計画機関の承認を得なければならない。                      2 測量計画機関は、前項の承認の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その承認をしなければならない。                      1. 申請手続が法令に違反していること。                      2. 当該測量成果を使用することが測量の正確さを確保する上で適切でないこと。                      3 第1項の承認を得て測量を実施した者は、その実施により得られた測量成果に公共測量の測量成果を使用した旨を明示しなければならない。                      4 公共測量の測量成果を使用して刊行物を刊行し、又は当該刊行物の内容である情報について電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとろうとする者は、当該刊行物にその旨を明示しなければならない。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
 それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。